参考１－２

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案（労災保険制度関係部分）（概要）

１　改正の概要

改正法により、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）が改正され、事業主が同一人でない二以上の事業に使用される労働者（以下「複数事業労働者」という。）の二以上の事業の業務を要因とした負傷、疾病、障害又は死亡（以下「複数業務要因災害」という。）に関する保険給付が新設されたことを受けて、以下の改正を行う。

（１）労働者災害補償保険法施行令（昭和 52 年政令第 33 号）関係

労災保険給付のうち、同一の事由により厚生年金保険法等に基づく年金たる給付も支給される場合、併給調整が行われるところ、改正法により複数業務要因に係る保険給付として新設された複数事業労働者休業給付、複数事業労働者障害年金、複数事業労働者遺族年金及び複数事業労働者傷病年金についても、これまでの保険給付と同様の併給調整を行うための所要の改正を行う。

（２）労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行令（昭和 47 年政令第 46 号）関係

労災保険率の算定に当たり、複数事業労働者に係る保険給付に要する費用の予想額の算定の基礎となる事項として、複数業務要因災害に係る保険給付の受給者数及び平均受給期間を考慮するとともに、複数業務要因災害に係る災害率を考慮する等の所要の改正を行う。

（３）その他

所要の規定の整備を行う。

２　施行期日等

公布日：令和２年７月上旬（予定）
施行期日：令和２年９月１日（予定）